

第5章

未来を拓く区政経営を進める ～行政運営分野～

- 1 持続可能な区政経営を
行う206



大泉学園駅（昭和31年ごろ）

1 持続可能な区政経営を行う

(1) 参加と連携による開かれた行政を進める

●主な広報出版物

1 ねりま区報

毎月1日号を12ページ組み、11、21日号を8ページ組み（1月1日号のみ4ページ組み）で発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局、公衆浴場などで配布している。また、新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には送付も行っている。平成23年度は36回、各回約25万部を発行した。また、「点字広報」とカセットテープ・デジター版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約24万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局・公衆浴場などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープによる「声のねりま区議会だより」も発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。23年度は、22年度の区政の動きを中心に編集し、9月に700部発行した。

4 わたしの便利帳

区のサービスや窓口・施設の利用方法などをまとめ、区政に関する必要な情報を探し出すことができるよう編集して発行している。23年9月に全面改訂を行い、区内の全世帯および全事業所に配布した。

また、視覚障害者（身体障害者手帳1～3級）などを対象に音声版（カセットテープ版、デジター版CD）を作成し希望者に配布している。

5 練馬区くらしガイド

外国語で区の手続き・サービス・窓口の情報を提供するために、21年3月に英語版・中国語版・ハングル版各2,000部を発行した。外国人住民記録係（24年7月8日までは外国人登録係）で配布するほか、広聴広報課や地域振興課（24年3月31日までは文化国際課）などで希望する外国人へ配布している。

6 外国人向け広報

英語版、中国語版の広報紙を年4回（4・7・10・1月）発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布するほか、希望する外国人には郵送も行っている。23年度は、各回、英語版3,500部、中国語版3,500部を発行した。

練馬区の主な定期刊行物

平成23年度

発行物名	発行回数
ねりま区報	月3回
外国語版広報紙(英語・中国語版)	年4回
MOVE(男女共同参画情報紙)	年2回
練馬区の世帯と人口	毎月
消費者だより	年6回
ねりま産業情報「ペがさす」	年3回
みどりのてびき	年6回
教育だより	年4回
青少年とともに	年2回
ねりま白ばらだより(選挙啓発広報紙)	年2回
農業委員会だより	年3回
ねりま区議会だより	年4回

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供活動（パブリシティ）

区の施策や区内の催し、出来事など各種情報を、社会的信頼性、速報性、広範性などの点で優れている報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供し、区民に対する広報効果をより高めるよう努めている。

平成23年度は、主要日刊紙と地元報道機関へ262件の情報を提供し、主要日刊紙には延べ107件の掲載があった。

2 練馬区ホームページ

「練馬区ホームページ」は12年4月から本格発信を開始し、17年8月からは動画配信も行っている。

22年の全面リニューアル後からは、各種手続きなどをまとめた「暮らしのガイド」、区の方針や取組などを掲載した「区政情報」、区のあらましや観光情報などを掲載した「ねりまの案内」など大きく5つに分けて情報を掲載し、内容の随時追加および更新を行っている。

携帯サイトについても22年2月にリニューアルを行い、「暮らしのガイド」「施設案内」を中心に内容を充実して掲載している。

また、22年7月からは、メールにより区の情報を配信する練馬区情報「ねりメール」を、23年3月からは「ツイッター」を、23年9月からは、英語・中国語・ハングルへの自動翻訳をそれぞれ開始し、区の情報発信手段を充実した。

練馬区公式ホームページに対する23年度アクセス件数は100,018,579件、訪問者数は延べ7,424,784人であり、「ねりメール」登録者数は、24年3月末現在で12,885人である。

3 練馬区情報番組ねりまほっとライン

区や区政への理解や関心を高めるため、区民に身近なケーブルテレビを媒体に、区政情報や区内のできごとなどを放送している。19年5月から毎日3回放送し、

毎月1日に内容を更新していたが、21年4月からは毎月1日に加え、16日にも内容を更新している。

区ホームページで動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでの貸出しや、広聴広報課での貸出し・複写サービスを行っている。

4 区政情報放映システム

映像・音声・文字情報等の多様な媒体を表示し、来庁者に区政情報を周知することを目的として、本庁舎アトリウム1階総合案内横と練馬区民事務所受付前に広報用ディスプレイを設置し、19年8月から放映を開始した。内容は、事務事業等の周知、ねり丸アニメや練馬区情報番組ねりまほっとラインの放映などである。

5 都市型CATV

地域密着型メディアとして5年4月に開局した都市型CATV（株）ケーブルテレビネリマは、区内において許可を得たエリアで7年2月にほぼ全域にわたり幹線ケーブルを敷設した。11年1月には来るべきデジタル化を視野に、経営基盤の強化を図るために隣接する杉並ケーブルテレビ（株）と合併し、社名を（株）ジェイコム東京と変更した。同年10月には、同系列のCATV（府中、小金井、国分寺）と、20年7月にさくらケーブルテレビ（墨田）と、22年11月に（株）城北ニューメディア（台東）と合併し、業界では最大規模となっている。

区では地元報道機関として位置づけ、各種情報を提供している。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づき、情報公開の総合的な推進を担う施設の一つとして、区政資料や行政文書を用いて情報公表・情報提供業務を行っている。

区民情報ひろばでは、区政資料等の閲覧・貸出・配布、有償刊行物の販売のほか、公文書の公開請求および自己情報の開示等請求の受付を行っている。

区民情報ひろば利用状況等		平成23年度
項目		件数等
区民情報ひろば利用者数		11,595人
インターネット利用者数		295人
区政資料等点数		11,478点
“ 貸出件数		75件
“ 貸出冊数		122冊
有償刊行物点数		125点
“ 販売点数		1,984点

区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物

刊行物の名称	価格
ねりま区報 平成23年縮刷版	1,100円
練馬区長期計画(平成22～26年度)総論編 基本計画編	700円
練馬区長期計画(平成22～26年度)実施計画編	200円
練馬区長期計画(平成24～26年度)後期実施計画編	100円
練馬区統計書 平成23年版	1,000円
練馬区勢概要 平成23年版	1,400円
平和への架け橋 上巻	1,000円
平和への架け橋 下巻	1,000円
ねりま60	2,500円
ねりま50年の移り変わり	2,500円
練馬区小史	1,100円
練馬区史 歴史編	8,300円
練馬区史 現勢編	9,800円
練馬区史 現勢資料編	6,400円
第2期練馬区地域福祉計画	400円
練馬区福祉のまちづくり総合計画	400円
練馬発わかわかかむかむ元気ごはん	300円
第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	500円
練馬区高齢者基礎調査報告書	850円
障害者基礎調査報告書	750円
改定 練馬区障害者計画・第三期障害者福祉計画	560円
練馬区健康づくり総合計画	1,300円
練馬区次世代育成支援行動計画	600円
花在れバこそ 吾れも在り	1,500円
練馬区都市計画概要図	600円
練馬区用途地域図	500円
練馬区管理道路等 路線番号図	1,000円
練馬区管理道路等 舗装種別図	1,000円
練馬区都市計画マスタープラン全体構想	1,100円
練馬区都市計画マスタープラン地域別指針	1,000円
施設整備マニュアル(建築物)	800円
観察ガイド「ねりまの自然」	700円
練馬の寺院(改訂版)	300円
練馬の神社	170円
練馬区の遺跡地図	100円
練馬の集団学童疎開資料集(1)	500円
練馬の集団学童疎開資料集(2)	500円
石神井城跡発掘調査の記録	50円
常設展示ガイド(石神井公園ふるさと文化館)	310円
新版 練馬大根	1,100円
練馬の石造物 寺院編一	1,300円
練馬の石造物 寺院編二	1,300円
練馬の石造物 神社総集編	1,100円
練馬の石造物 神社編	1,200円
練馬の石造物 路傍編二	1,100円
練馬の民俗 I	150円
練馬の民俗 III	100円
練馬を開いた人々	150円
練馬の民家と屋敷森	150円
練馬の記念碑	100円
ちよつと昔の道具たち	200円
「講」ってなあに?	200円
絵図にみる練馬(1)	500円
絵図にみる練馬(2)	500円
ねりまの昔ばなし	410円
御・鷹・場	600円
ふるさと練馬探訪	500円
練馬の伝統野菜 練馬大根	900円

●区政資料管理体制の整備

公文書は区民共有の財産であり、区政の主要な活動記録として将来の区民に引き継いでいく歴史的資料であるとの視点から、公文書のうち歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し利活用を図ることを

目的として平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

22年度からは、実際に保存年限を満了する公文書から歴史的資料を選別・収集する作業を開始し、23年度は174件の公文書を収集した。

今後は、これら収集した公文書とあわせ、区の刊行物や写真資料を含めた歴史的資料の管理および利活用体制の充実を図るために運用面の整備を進める予定である。

●情報公開と個人情報保護

区では区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。情報公開制度では、「知る権利」の具体化の一つとして、区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、各種の情報公表施策や情報提供施策を充実強化し、両者が相互に補完しあいながら機能することによって、その実効性の向上が図られている。

個人情報の保護については、急激なIT社会の進展や個人情報保護関連法の制定を受けて、より一層個人情報の総合的、体系的な保護を図るため、練馬区個人情報保護条例を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

1 公文書の公開請求と処理状況

平成23年度における公文書の公開請求と処理状況は以下の表およびグラフのとおりである。

23年度における請求件数は1,405件であった。

また、公開率（文書の不存在と請求の取下げを除いた請求件数に占める全部公開と部分公開の割合）は98.3%で、「全部非公開」は14件であった。

23年度は、非公開決定としたものについて請求者から不服申立てはなかった。

なお、公文書の公開請求については、17年5月からインターネットでの受付を開始しており、18年4月からは、公文書の公開まですべての手続をインターネット上で行うことができるようになっている。

23年度には延べ130人からインターネットを用いた公開請求があり、これは23年度の請求者総数（368人）の約35.3%であった。

公文書の公開請求件数と処理状況 平成23年度

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	拒否 応答否	取下げ
1,405	531(0)	699(0)	14	124	7	30

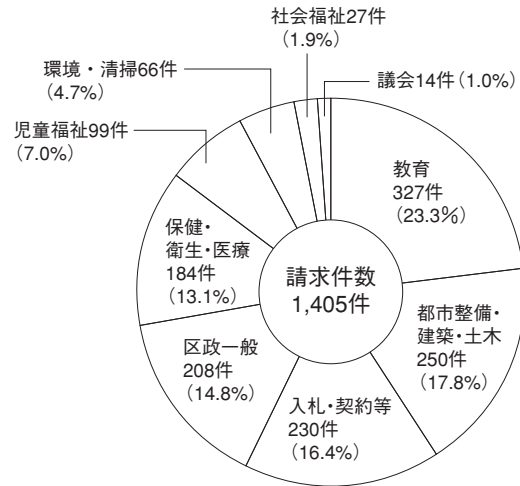
注：（ ）内は公益上の理由による裁量的公開件数を示す。

公文書公開請求の非公開の理由別件数 平成23年度

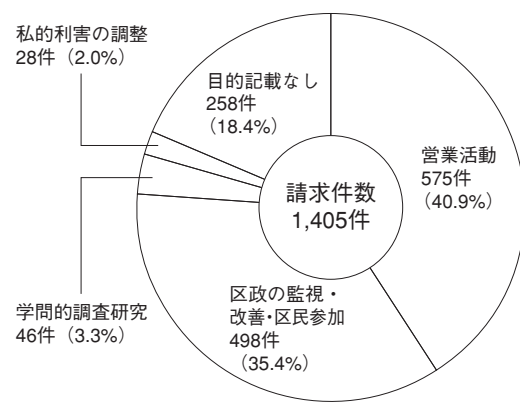
非公開とした理由(部分公開含)	件数
個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの	540
法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの	450
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの	4
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの	1
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	143
法令等の規定によって公開できないと認められるもの	0
他の制度との調整	1

注：同一公文書に、複数の理由が含まれているものもある。

公開請求のあった公文書の分野別件数 平成23年度



公文書公開請求の目的別件数 平成23年度



2 自己情報の開示等請求と処理状況

23年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

請求件数は208件で、22年度の234件と比較すると26件減少した。

なお、「応じられない」としたものは14件あり、そのうちの5件について請求者から不服申立てがあった。

請求者	請求者数	請求件数
	人	件
区民	57	142
区民以外の者	26	66
計	83	208

区分	処理状況				取下げ
	応じる		応じられない	不存在	
	全部	一部			
開示請求	119	56	2	15	4
訂正請求	0	0	1	—	0
削除請求	0	0	5	—	0
中止等請求	0	0	6	—	0
合計	119	56	14	15	4

注：開示請求の「応じられない」の内訳は、全部非開示1件、存否応答拒否1件。
なお、存否応答拒否の1件は請求件数である。

3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

区では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、制度運営の重要な事項について区長に意見を述べるができるほか、区の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。区は審議会の意見や答申を尊重し、区政に生かしている。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されており、任期は2年である。審議会の会議は公開を原則としており、傍聴することもできる。

4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区では、区が行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの不服申立て（異議申立て）を公正中立な立場から審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。区は、審査会から出された答申を尊重し、不服申立ての内容を認めるかどうかを決定している。

審査会は、情報公開制度および個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5人で組織されており、任期は2年である。審査会の会議は、個人情報などを取り扱うため、非公開である。

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望・陳情などを区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。平成23年度の受

付件数は2,573件であった（「モニターの声」104件含む）。

このうち、個人が「区長への手紙」などにより行う要望・苦情等を個別広聴として受け付けている。「区長への手紙」は、区政に関する意見・要望等を気軽に申し出られるように区立施設と区内各駅に置いているもので、この手紙による受付は434件であった。このほか、一般郵便による受付が103件、電話や窓口での受付が118件、電子メールによる受付が1,645件、ファクス等による受付が63件であった。

また、団体等が文書で行う陳情・要望等は団体陳情として、個別広聴と区分して受け付けている。団体陳情の受付件数は106件であった。

2 区政モニター

区政への意見を継続して聴くため、300人の区民を区政モニターに委嘱している。第20期区政モニターは、50人を公募、250人を無作為抽出によって選出した。任期は23～24年度の2年間である。

23年度には、モニターアンケートを4回実施した。

各回のテーマは「美術館について」「練馬区行政改革推進プラン（素案）について」「学校開放事業について」「経済状況および区の緊急経済対策等について」であった。

区政モニター懇談会を2回開催し、合わせて50人が出席した。テーマは第1回が「次期行政改革計画（素案）について」、第2回が「区の情報発信について」であった。

また、随時意見を寄せていただく「モニターの声」は104件であった。

3 区長との懇談会

23年度は、区が直面している課題についてテーマを設け、区長が直接区民と語り合う「ともに地域を築く区民と区長のつどい」として区内4会場で開催した。「高齢者がいきいきと暮らせるまちを目指して」をテーマとして11月に開催し、4会場合わせて180人が参加した。

また、若者の声をより一層区政に反映させるために「若者と区長の懇談会」を開催し、区内の三大学の学生が参加した。

さらに、より広くきめ細やかに区民意見を区政に反映させるため、地域で活動している区民の方々の意見を区長が直接聴く場として、「地域懇談会」を実施した。23年度は9回開催し、248人が参加した。

4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は、1,500人である。

23年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「東日本大震災について」「指定保養施設制度について」「学校教育に望むことについて」「地域づくりに求められる人材と支援について」「スポーツ活動と動向について」であった。

5 土・日・休日区政案内

区では、14年4月から「なんでも相談室」（18年4月から「土・日・休日区政案内」に名称変更）を開設し、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等の案内を行っている。土・日・休日区政案内の開設時間は、土・日曜日および祝・休日の午前9時から午後5時まで予約無しで、電話や窓口で受け付けている。

23年度は、区の事務事業、催し等についての問い合わせが1,935件、資料配布、区以外の問い合わせ等が1,091件、法律相談等の専門相談の案内が155件、区政に対する意見、要望、苦情が124件であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。そのうち、法律相談は男女共同参画センターえーるでも行っている。

相談は無料で、一般区民相談などを除き、おのおの専門相談員が担当している。

また、外国人から申込みの際に求めがあれば、英語・中国語・ハンゲルの通訳を介して相談を行っている。

●参政の促進

練馬区の選挙人名簿登録者数は、平成24年3月2日現在、578,198人、23区中2番目となっている。

現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

公職選挙法に基づく選挙

選挙名	選挙区	定数	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区	1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙		50		
都知事選挙	東京都	1		選挙期日 17日前まで
都議会議員選挙	練馬区 (東京都)	6 (127)		選挙期日 9日前まで
衆議院議員選挙 *1	小選挙区選出	東京 (全国) 25 (300)	6	選挙期日 12日前まで
	比例代表選出	東京ブロック (全国) 17 (180)		
参議院議員選挙 *2	東京都 (選挙区選出)	10 (146)	6	選挙期日 17日前まで
	全 国 (比例代表選出)	96		

注：*1 練馬区における衆議院議員選挙小選挙区の区割りは、東京都第9区と、豊島区との合区になる東京都第10区に分割されている（詳しくは別図を参照）。

*2 参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選。

住所地別の衆議院議員選挙小選挙区分

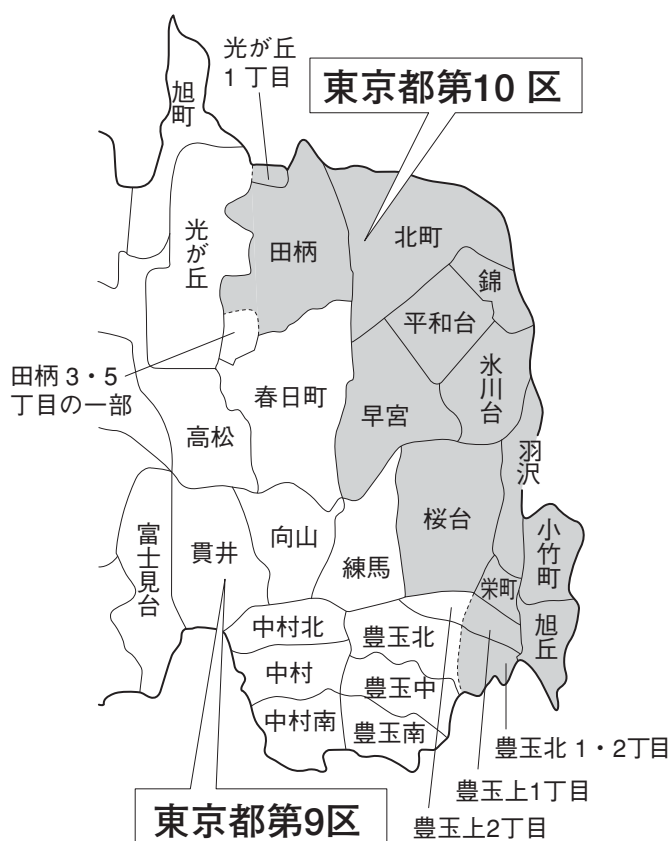
町名(丁目・番)	区分
旭丘 北町 小竹町 栄町 桜台 田柄1・2丁目 田柄3丁目14番～30番 田柄4丁目 田柄5丁目21番～28番 豊玉上1丁目 豊玉北1・2丁目 錦 羽沢 早宮 光が丘1丁目 氷川台 平和台	東京都第10区 (豊島区 との合区)
上記以外の練馬区	東京都第9区

各種相談件数

平成23年度

相談名	件数
一般区民相談	15,613
法律相談	4,422
交通事故相談	204
身の上相談	325
不動産取引事前相談	120
人権擁護相談	9
行政相談	125
表示登記(調査・測量)相談	27
暮らしと事業の手続	22
権利登記・供託相談	102
心の相談	380
合計	21,349

衆議院議員選挙小選挙区の区割り



●明るい選挙のために

区では、各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、「明るい選挙推進協議会」（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された「明るい選挙推進委員」140人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、様々な方法によりすすめている。

●統一地方選挙

平成23年4月10日に東京都知事選挙、同月24日には練馬区議会議員選挙と練馬区長選挙が執行された。

東京都知事選挙については東日本大震災の発生に伴う節電対策として、一部の期日前投票所の投票期間を短縮したにも関わらず、投票率は59.46%と、前回（19年）に比べて、2.91ポイント上回った。

区議・区長選挙の投票率はそれぞれ45.33%で、前回は区議選は1.89ポイント、区長選は1.88ポイント下回る結果となった。

●農業委員会委員選挙

平成23年7月10日に農業委員会委員選挙が執行された（立候補者数が定数と同数だったため無投票）。定数は15人（任期は3年）。

なお、農業委員会委員選挙の選挙人名簿登録資格者は、区内に住所を有する満20歳以上でつぎのいずれかに該当する者である。

- (1) 10a以上の農地につき耕作の業務を営む者
- (2) (1)の同居の親族またはその配偶者で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方
- (3) 10a以上の農地の耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方

選挙別当日有権者数・投票者数・投票率

選挙名・執行年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	平均	男	女
都議会議員選挙 21. 7.12	567,321	278,340	288,981	321,372	157,069	164,303	56.65	56.43	56.86
衆議院議員選挙 21. 8.30									
小選挙区選出(東京都第9区)※1	444,929	217,947	226,982	301,999	147,621	154,378	67.88	67.73	68.01
小選挙区選出(東京都第10区)※1※2	129,304	64,081	65,223	87,205	43,017	44,188	67.44	67.13	67.75
比例代表選出※1	574,233	282,028	292,205	389,200	190,637	198,563	67.78	67.60	67.95
最高裁判所裁判官国民審査	573,074	281,417	291,657	381,518	186,696	194,822	66.57	66.34	66.80
参議院議員選挙 22.7.11									
東京都選出※1	574,852	281,820	293,032	347,130	169,712	177,418	60.39	60.22	60.55
比例代表選出※1				347,125	169,711	177,414	60.39	60.22	60.54
都知事選挙 23. 4.10	567,496	277,304	290,192	337,415	160,390	177,025	59.46	57.84	61.00
区議会議員選挙 23. 4.24	562,166	274,575	287,591	254,838	121,687	133,151	45.33	44.32	46.30
区長選挙 23. 4.24				254,804	121,655	133,149	45.33	44.31	46.30
	人	人	人	人	人	人	%	%	%
農業委員会委員選挙 23. 7.10	1,219	—	—	—	—	—	—	—	—

注：農業委員会委員選挙は、立候補者が定数を超えなかったため無投票

※1 在外投票分を含む。

※2 東京都第10区のうち練馬区分

選挙別・党派別得票率

選挙名・執行年月日	有効投票数	自由民主党	公明党	民主党	日本共産党	社会民主党	生活者ネットワーク	新党日本	国民新党	みんなの党	無所属その他
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙 21. 7.12	317,494	22.02	15.75	39.85	9.32	3.22	7.11	—	—	—	2.73
衆議院議員選挙 21. 8.30											
小選挙区選出(東京都第9区)※1	296,575	42.49	—	47.24	9.04	—	—	—	—	—	1.23
小選挙区選出(東京都第10区)※1※2	85,812	43.97	—	47.52	8.51	—	—	—	—	—	—
比例代表選出※1	384,382	25.18	10.17	41.71	9.03	4.79	—	1.57	1.22	5.83	0.50
参議院議員選挙 22. 7.11											
東京都選出※1	340,958	16.12	12.57	41.77	8.41	1.65	—	—	0.82	10.58	8.08
比例代表選出※1	339,457	20.76	11.03	32.30	7.61	4.68	—	—	1.33	14.75	7.54
都知事選挙 23. 4.10	334,761	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区議会議員選挙 23. 4.24	248,336	31.84	17.66	9.35	8.70	1.91	5.25	—	—	4.67	20.62
区長選挙 23. 4.24	243,709	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00

※1 在外投票分を含む。

※2 東京都第10区のうち練馬区分

(2) 健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、長期計画等に基づき、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

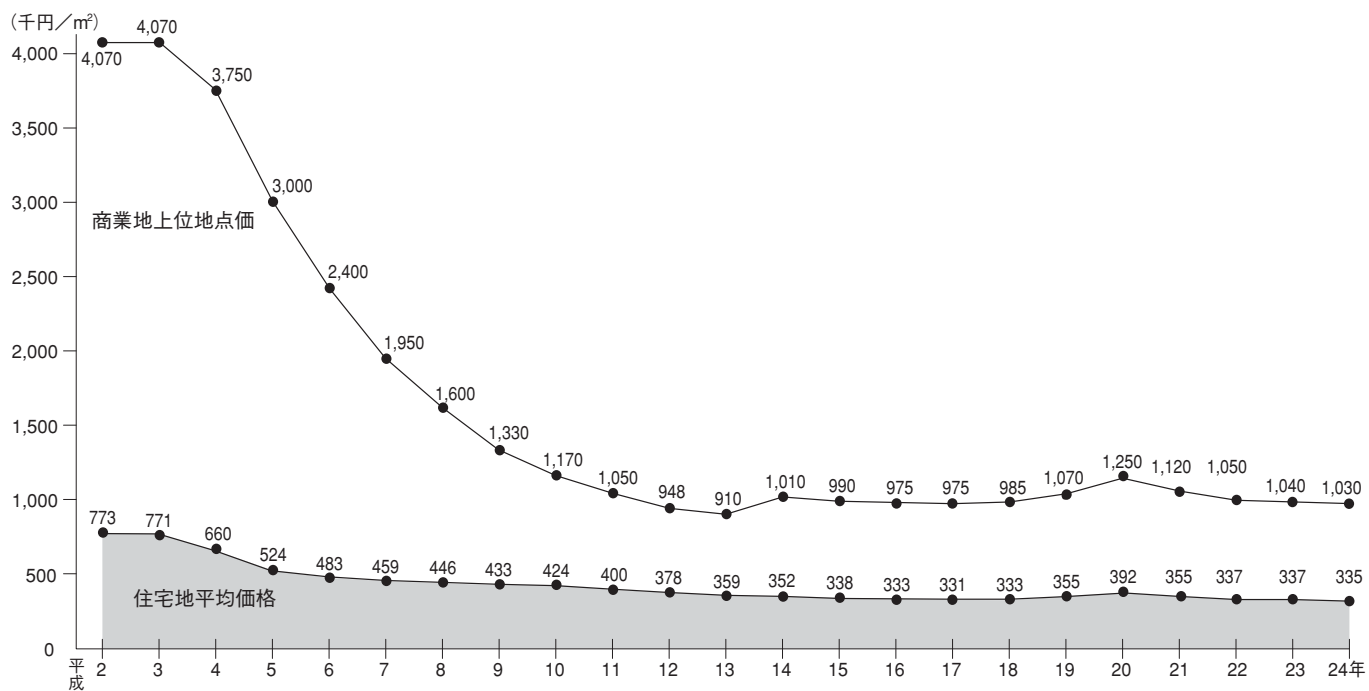
●土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した公法人である。

土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

平成23年度の事業実績は土地取得が13,342.40m²、売却が5,779.11m²であった。

地価公示価格の推移（各年1月現在）



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

(3) 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区をはじめとする23特別区は、昭和22年に設置されたが、27年の地方自治法改正により、一般の市町村とは異なり東京都の内部団体として位置づけられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

39年と49年の地方自治法改正により、保健所事務や福祉事務所事務などが都から移管され特別区の権限が拡大したが、依然として東京都の内部団体の位置づけのままであった。

平成6年9月、都と23特別区は、①特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づける、②清掃事業など住民に身近な事務を特別区に移管する、などを骨子とする「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」に合意し、制度改革の実現に必要な法令改正を国に要請した。

10年4月に都区制度改革関連法案は、「地方自治法等の一部を改正する法律」として国会において全会一致で可決され、12年4月1日に施行された。

この法改正により、特別区は「基礎的な地方公共団体」として法律で明確に位置づけられるなど、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

2 制度改革において残された課題

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

①「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分、②12年の移管時に反映されなかった清掃関連経費、③小中学校改築に対応する財源措置、④都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金、⑤国等の大きな制度改革に対応する財源配分、についてである。

これらについて、都区間の主張の隔たりは大きく、協議がまとまらなかったが、都区のあり方について新たな検討組織を設置することが合意された。

3 都区のあり方検討委員会

18年11月に都と23特別区は、「都区のあり方検討委員会」を設置した。検討委員会では、①都区の事務配分に関すること、②特別区の区域のあり方に関すること、③都区の税財政制度に関すること、などについて検討することとした。各々の検討状況については、つぎのとおりである。

①都区の事務配分については、検討対象事務444項目の基本的な方向付けを終え、53項目は区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、24年2月に都区間で検討会を設置した。②特別区の区域のあり方については、都と区市町村が21年11月に共同設置した「東京の自治のあり方研究会」の検討結果を踏まえて検討することとしている。③都区の税財政制度については、

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしており、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

1 地方分権のあゆみ

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、自己決定と自己責任の原則のもと特別区制度改革とあいまって、21世紀の区政運営の重要なキーワードとなっている。

平成7年5月、地方分権推進法が成立した。同年7月、地方分権推進委員会が発足し、機関委任事務の廃止をはじめ、条例制定権の拡大などの勧告を政府に対して行った。それを踏まえ、政府は、10年5月、「地方分権推進計画」を策定し、法制化への取組を進め、11年7月、「地方分権一括法」が国会で成立した。主な内容は、①国と地方公共団体の役割の明確化、②機関委任事務制度の廃止とそれに伴う事務区分の見直し、③権限委譲の推進、④必置規制の見直し、⑤地方公共団体の行政体制の整備・確立、などとなっている。法律の施行日は、特別区制度改革の実施と同じく、12年4月1日であった。

2 地方分権の更なる推進

18年12月、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革推進法が成立し、19年4月1日から施行された。同法に基づき、地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、政府が策定する地方分権改革推進計画作成のための第1次勧告から第4次勧告を行い、21年12月15日に「地方分権改革推進計画」が閣議決定された。主な内容は、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②国と地方の協議の場の法制化、③今後の地域主権改革の推進体制、となっている。

21年11月には、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため「地域主権戦略会議」が設置され、22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。主な内容は、①地域主権改革の全体像、②義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、③基礎自治体への権限移譲、④国の出先機関の原則廃止、⑤ひも付き補助金の一括交付金化、などとなっている。

更に、23年には「地方分権改革推進計画」「地域主権戦略大綱」を受けて「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（5月、第一次一括法）（8月、第二次一括法）」が公布され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲などが図られるとともに、国と地方の協議の場が法制化された。

これらの動向を見極めつつ、区は、国、広域自治体との役割分担の見直し等更なる地方分権の推進と、事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

●行政評価の定着

区民の視点に立った効率的で質の高い行政活動を行うための仕組みとして、平成14年度から「行政評価制度」を本格的に実施した。

この制度は、区が行う施策や事務事業が、区民生活にとってどれだけ効果・効用（成果）があるのかという視点を重視し、現状と目標および達成状況等を可能な限り「数値」で示すことで客観的に評価するとともに、評価の結果を改革・改善につなげていくものである。

事務事業については毎年、施策については1年おきに評価を実施することにより、「区政の永続的な行政改革システム」として、また「時代の変化に迅速かつ確に対応する経営システム」として定着させ、区政の一層の推進と透明性の向上を図ることをねらいとしている。

<行政評価の結果>

23年度は、事務事業と施策について評価を行った。

【事務事業評価】

604事務事業のうち、長期計画に掲げる「基本事務事業」ごとに各主管課が代表的なものとして選定した273事務事業について評価を行った。

[総合評価結果]

良好に進んでいる事業	235 (87.0%)
良好に進んでいない事業	35 (13.0%)

[事務事業評価に基づく今後の改革・改善の方向性]

拡充を検討する事業	36 (13.2%)
継続を検討する事業	228 (83.5%)
縮小を検討する事業	3 (1.1%)
休止・完了する事業	6 (2.2%)

[前年度提案された改革・改善案の取組状況]

達成	172 (67.5%)
一部達成	81 (31.8%)
未達成	2 (0.8%)

※評価になじまない事務事業があったことにより、事務事業数の合計が273にならない。

【施策評価】

長期計画の全77施策について評価を行った。

[総合評価結果]

良好に進んでいる施策	67 (87.0%)
良好に進んでいない施策	10 (13.0%)

<第三者による評価>

区は、学識経験者や公募区民等で構成する「行政評価委員会」を設置し、区が行った事務事業評価・施策評価の結果に対する第三者評価などを行っている。これは、内部評価の信頼性・透明性等を高めるとともに、施策や事務事業の改革・改善の促進を目的としており、行政評価委員会の意見に基づき、評価制度の充実を図っている。

【事務事業評価の第三者評価】

23年度は、行政評価委員会が12事務事業を選定し、「成果指標」、「総合評価」、「委託化などの方向性・協働の可能性」、「事業の方向性」の4つの評価項目それぞれについて、内部評価結果の妥当性を評価した。

4つの評価項目のうち、「事業の方向性」について、内部評価結果が「妥当」とされたのは11事務事業、「疑問」とされたのは1事務事業であった。

【施策評価の第三者評価】

23年度は、行政評価委員会が24施策を選定し、「施策を達成する手段」、「成果指標」、「総合評価」など14の評価項目それぞれについて、内部評価結果の妥当性を評価した。

14の評価項目のうち、「総合評価」について、内部評価結果が「概ね妥当」とされたのは、18施策、「あまり妥当でない」とされたのは、6施策であった。

【区の行政評価制度のあり方】

行政評価委員会から、事務事業評価と施策評価の第三者評価を踏まえ、

- ①「行政評価制度の一層の向上を目指して」
- ②「区民に分かりやすい行政評価を目指して」
- ③「行政評価委員会のさらなる発展を目指して」

の3つの視点から、行政評価制度の運用改善に向けて、特に区が留意すべき13項目が提言された。

●行政改革の推進

区は、区民福祉の向上のため、区民本位の効率的で質の高い行政を目指すことを目的として、平成23年12月に新たに「練馬区行政改革推進プラン（23年度～26年度）」を策定した。

これまで区は、第1次行政改革（9年度～11年度）、第2次行政改革（12年度～14年度）に取り組み、約145億円の累積財政効果を得、職員数を354人削減した。

さらに新行政改革プラン（16年度～18年度）を経て、19年10月には「練馬区行政改革推進プラン（19年度～22年度）」を策定し、新行政改革プランの成果を踏まえた行政改革の一層の推進と、区民サービス向上に向けた持続可能な行財政基盤の確立をめざした。これらの計画の取組により、約178億円の累積財政効果を得るとともに、職員数は15年度当初から24年度当初の9年間で1,041人を削減した。

新たな行政改革推進プラン（23年度～26年度）では、東日本大震災を教訓とし、区民の安全と安心のために情報伝達のあり方と地域コミュニティの活性化に重点的に取り組むとともに、基本構想に掲げる目標の実現に向けて区政のあらゆる面で改革・改善を進めることとした。これらの取組をとおして財政基盤の一層の強化を図っていくことを基本的考え方として、4つの柱のもと全40の項目を掲げて、行政改革を推進している。

〔4つの柱と40の取組項目〕

柱1 区民本位の行政サービスの提供

- 1 多様な媒体を活用した情報提供手法の見直し
- 2 区報による情報提供の充実
- 3 ホームページによる情報提供の充実
- 4 シティセールスの観点からの情報発信の充実
- 5 区民の要望等に対する迅速、的確な対応
- 6 区民の意見・満足度を把握する仕組みの充実
- 7 区の政策づくりへの区民参加機会の拡充
- 8 区民事務所・出張所のサービスの向上
- 9 施設の開館時間等の拡大
- 10 電子マネーによる納付方法などの導入
- 11 窓口サービス向上への取組強化

柱2 協働型地域経営の推進

- 12 地域コミュニティの活性化支援
- 13 協働推進体制の充実
- 14 協働事業の実施、充実
- 15 協働を担う団体・活動への支援強化
- 16 協働社会をつくるための人材づくり

柱3 戦略的組織マネジメント・財政の健全化の推進

- 17 効率的・効果的な組織体制・仕組みの確立
- 18 職員の適正な配置および職員数の削減
- 19 外郭団体の自立的経営への支援
- 20 区立施設の委託化・民営化の推進と事業者支援
- 21 委託化・民営化における行政サービスの質の確保
- 22 改革・改善の推進
- 23 入札・契約制度の改革
- 24 ICTを活用した業務効率化のさらなる推進
- 25 財政の弾力性確保のための取組強化
- 26 計画的な財政運営の推進
- 27 新財政白書の発行など情報提供の充実
- 28 収納・滞納対策の強化と区税等の納付方法の拡大
- 29 施設等の適正配置・再編、有効活用の推進
- 30 施設使用料の見直し
- 31 広告掲載媒体の拡充

柱4 職員の意識改革と能力開発（働きがいのある職場づくり）

- 32 質の高い知識の習得と職務遂行能力の向上
- 33 管理職、係長職の能力向上
- 34 職員のメンタルヘルス対策の充実
- 35 活気と働きがいのある職場づくり
- 36 コンプライアンス意識の醸成と徹底
- 37 管理職、係長職の養成
- 38 ベテラン職員の人材活用とノウハウの伝承
- 39 次代の区政を担う若年層職員の育成
- 40 多様性を持った人材の活用

●職員の能力向上を図る

1 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進

区は、平成16年3月に策定した「練馬区人材育成ビジョン」および17年3月に策定した「練馬区人材育成実施計画」に基づき、様々な人材育成に関する取組を行って

きたが、区政を取り巻く状況の大きな変化を受けて、新たな職員育成の指針として、22年3月に「練馬区職員人材育成基本方針」を策定した。これは、限られた人的資源である職員の能力を最大限に引き出し、区民の負託に応えていくためのものである。現在、この指針に基づき、職員の能力開発のあり方や職員の役割を見直すとともに、職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるための様々な取組を実施している。

2 職員研修

区では、昭和52年7月、他区に先駆けて職員研修所を設け、職員の能力向上に積極的に対応している。現在、23区が共同で設置した特別区職員研修所や近隣の区等と連携、補完しあいながら、また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に派遣する等、多種多様な研修を通して職員の能力開発を進めている。

区で実施する研修は、職員の階層別を実施する「職層研修」、各種の知識・技能を修得し職務遂行能力を高める「実務研修」、「特別研修」、各職場や職員の自発的な取組を支援する「能力開発支援」等に大別できる。

(1) 職層研修

主に採用年次に区職員として必要な知識を身につける「新任研修」、主任主事選考合格者に係るリーダー的役割を認識させる「主任主事研修（合格時）」、係長昇任選考合格者に監督者としての職責の自覚と職員育成を考える契機とさせる「係長研修」等を実施した。さらに課長職の職員に対しても、管理職として必要なリーダーシップ等を学ぶ「管理職研修」を実施した。

(2) 実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「手話研修」等を実施した。また、平成17年度末から、職員全員を対象にAED（自動対外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を引き続き実施している。

(3) 特別研修

職務を効率的に進めていくうえで必要な知識や技能等を修得するために、「説明・説得力向上」、「会議の進め方」、「タイムマネジメント」等の研修を実施した。

(4) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修支援」、「職場研修支援」および「自己啓発支援」を実施した。

(5) その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験をさせ、あわせて職員の意欲高揚や職場の活性化につなげた。

研修受講者数		平成23年度
研修機関	受講者	
練馬区職員研修所	人	
職層研修	5,142	
実務研修	1,453	
特別研修	1,654	
能力開発支援	96	
特別区職員研修所	1,939	
第四ブロック研修会	660	
計	109	
	5,911	

3 窓口サービスの向上

区民の満足度を高めるため、21年5月に作成した「窓口サービス向上のための手引」に沿って、各職場がPDCAサイクルに基づく自主的な取組を行うことにより、全庁的な窓口サービスの向上を推進している。

4 職場環境の向上

職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるため、健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

●職員報の発行

区職員全員を対象として、区政への理解と互いの交流を深め、より質の高い区民サービスを実施するため3か月毎に発行している。なお、平成16年4月から、紙版からWeb版に変更した。

●施設の適切な管理・活用

1 区役所会議室

区では、区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。

区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、平成23年度は延べ1,365件の利用があった。

2 区立施設改修改築計画

区では、これまで人口の増加や区民ニーズに対応して、施設建設を進めてきた。

これらの施設は、時間の経過とともに老朽化が進み、また、大規模な改修や改築が集中することになるため、計画的な改修・改築が必要となっている。

さらに、昨今の厳しい経済情勢の中では、効果的・効率的な維持保全と更新、施設の長寿命化、区民ニーズに合わせた機能の見直しを図ることが求められている。

そこで、区では、18年1月に「区立施設改修改築計画」を、22年3月に「第二期区立施設改修改築計画」（22年度～26年度）を策定した。「第二期計画」では、財源の有効活用と費用負担の平準化を図りつつ、区民の安全・安心を確保するため、積極的に建物の耐震化を計画するなど、施設の計画的な維持保全および改修改築を進めている。

なお、「第二期計画」は長期計画後期実施計画の策

定にあわせ、23年度に後期計画（24～26年度）の見直しを行った。

3 学校跡施設活用

区では、学校教育の充実と教育環境の改善を図るため、20年2月に策定した「区立学校適正配置第一次実施計画」に基づき、22年4月に光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編した。

また、統合・再編により生じる4か所の学校跡施設について、区の貴重な財産として有効活用する観点から、統合後できるだけ速やかに活用できるよう、22年1月に「学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画」を策定した。

今後は、各施設の改修工事等を進めていく。

学校跡施設ごとの活用内容は以下のとおりである。

①光が丘第二小学校跡施設

公共的利用（（仮称）学校教育支援センター、防災カレッジ、介護人材育成・研修センター、地域交流コーナー）

②光が丘第三小学校跡施設

24年4月から株式会社アオバイナターナショナルエデュケーションシステムズへ貸与

③光が丘第五小学校跡施設

公共的利用（（仮称）こども発達支援センター、文化芸術振興・多文化共生支援施設、地域交流コーナー）

④光が丘第七小学校跡施設

医療（将来利用、当面は暫定利用）

4 関越高架下活用計画

高架道路下の活用について国が「積極的な利用を認める方針」へと転換したことから、区は関越自動車道高架下の空間を活用して、地域での利便性の向上とまちの活性化を目的とした「関越自動車道高架下活用計画」を23年1月に策定した。

計画の概要は、大泉学園通りから大泉ジャンクションまでの約800mに渡る空間に、「練馬区長期計画」に掲げる「高齢者センター」「リサイクルセンター」、地域住民の要望に基づく「地域交流スペース」「倉庫」、その他「スポーツ関連スペース」などの施設を整備するほか、周辺交通安全を図るため、敷地内に「歩行空間」を確保するというものである。

この空間を区が利用するためには、まず道路所有者である「日本高速道路保有・債務返済機構」が、区が策定した「活用計画」に基づいて「高架下利用計画」を策定することが必要となる。当該「高架下利用計画」が策定されたのち、おおむね27年度までを目途に、地域住民の意見を聞きながら、各施設の具体的な整備に取り組んでいく。

5 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。この制度は、15年6月の地方自治法の一部改正（同

年9月施行)によって導入された。多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

区では、16年3月に策定した「委託化・民営化方針」に基づき、委託化・民営化を進めている。この方針で定めた実施基準・検討手順に従って検討した結果、区立施設を委託化する場合には、その管理について、原則として指定管理者制度を適用することとした。これは、民間事業者等のノウハウにより効率的な施設運営や区民サービスの向上が図れること、また、法制度上、事業者選定手続きの公正性・透明性が担保され、区民への説明責任を果たしやすい仕組みとなっているためである。

24年3月31日現在、147施設で指定管理者制度を適用している。

●IT活用による事務の効率化と区民サービスの充実

1 情報化の推進

区では、平成13～15年度、16～18年度の2期にわたる「練馬区電子区役所推進計画」、および、19～21年度の「練馬区情報化基本計画(19～21年度)」の下で、行政の簡素化・迅速化や行政サービスの質的な向上に向けた情報化の推進に努めてきた。

これらの計画に基づいて情報化を進めてきた結果、ほぼ職員1人に1台事務用パソコンが配備され、区内における情報化の基盤やシステムの整備は一通り完了した。そして現在は、既存システムのさらなる有効活用やシステムの更新時におけるレベルアップ等により、より一層の費用対効果の向上を目指す段階に入っている。

また、区民サービスについても、ホームページでの区政情報の提供や情報公開請求、図書館資料予約、公共施設予約等の実現、さらには住民票等の自動交付機の設置、主要公金のコンビニエンスストア納付の実現等、基礎的なサービスについては概ね実現した。そのため、今後のさらなる展開に向けて、現状の各システムサービスの利用状況や傾向等の分析・評価を行い、課題等の整理を行う必要がある。

このような認識の下に、新たな情報化の取組に向けた第一歩を踏み出すため、22年3月に「練馬区情報化基本計画(22～26年度)」を策定した。

計画では、①区民と区との情報共有・交流の強化、②区政の透明性と効率性の向上、③情報通信技術の変化に対する対応能力の強化、④情報化における政策立案能力の強化、⑤情報化推進のための基盤強化の5つの目標を設定している。また、この目標を実現するための施策の注力分野として「区の情報発信の充実」「事務運用の円滑化とさらなる効率化の推進」「セキュリティレベルのさらなる向上」等10の取組方針を定め、その

取組方針の下に、「ホームページの充実」「学校配備システムの最適化」「セキュリティマネジメント体制の拡充」等の11の取組項目と「次期ホームページシステムの調査検討」「システム面から見た事業継続計画の検討」等の13の検討項目を位置付けている。

今後は本計画に基づいて、新たな情報通信技術の積極的な研究と活用を進めるとともに、これまで区が取り組んできた情報セキュリティの強化やシステム経費の適正化について一層の推進を図っていく。

2 情報セキュリティ対策の推進

情報化の推進により、利便性・効率性が向上していく反面、不正アクセス、ウィルス感染、盗難などによる情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去など、区の保有する情報資産に対する脅威も増大している。

この対策として区では、15年4月に情報セキュリティに関する行動規範である「情報セキュリティポリシー」を施行し、情報システムを安全に維持運用するための技術的対策や職員への意識啓発などに取り組んだ。

その後、情報通信技術の高度化や社会におけるセキュリティの重要性に対する認識の向上など、情報セキュリティを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、20年4月に「情報セキュリティポリシー」の全面改正を行った。

20年度の試行的運用を経て、21年度からは本格運用を開始し、eラーニングシステムによる職員への教育・啓発、自己点検に加え、監査の充実も図り、職場における情報セキュリティの改善に努めた。これにより、セキュリティマネジメント体制を強化し、さらなる組織的なセキュリティ対策を推進してきたところである。

24年3月には、情報通信技術の急速な進歩に即応するセキュリティマネジメント体制の必要性に鑑み、「情報セキュリティポリシー」を改正した。

改正後の「情報セキュリティポリシー」では、セキュリティ事故の対応や、区の委託化が進んでいる状況における情報保護の体制充実の必要性などから、24年度は、以下の6つの主要施策を推進することとしている。

- ・情報セキュリティに関する教育および啓発
- ・情報セキュリティに関する自己点検
- ・情報セキュリティに関する監査
- ・情報セキュリティに関するリスクマネジメント
- ・情報セキュリティ事故の管理
- ・委託事業者等の管理

今後とも、全職員を対象とした研修の実施などの取組を通じて、区におけるセキュリティ対策を推進していく。

(4) 区税負担の公平性を確保する

●適正な賦課

住民税(特別区民税・都民税)申告が必要な個人の所得等を正確に把握し課税するため、各種調査や戸別

訪問、申告勧奨等を行い、対象となる区民および事業所（特別徴収義務者）に、適正かつ自主的な期限内の申告・報告を促している。加えて、他の税務機関（国税・都税）との連携を強化し、期限内申告を呼びかける広報活動等（区報・区ホームページ）にも積極的に取り組んでいる。

●確実な収納事務

財源の確保および税負担の公平性を確保するため、口座振替を積極的に推進するとともに、コンビニ収納を実施し、現年分収納率の向上に取り組んでいる。また、滞納者に対しては、電話による納付案内を行う納税案内センターの設置や嘱託収納員による個別訪問など、状況に応じたきめ細かなアプローチにより、効果的な滞納整理を実施している。滞納者の担税力を的確に判断し、タイヤロック等差押えや公売などの滞納処分を積極的に行うことにより、高額・困難案件の解消を図っている。収納窓口の拡充として、軽自動車税については平成22年5月から、住民税については同年6月から、携帯電話から納付できるモバイルレジを導入した。

特別区税収納率

税負担の公平性を確保するために、特別区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税）の収納率の向上を図る。

20年度	21年度	22年度	23年度
93.38%	92.78%	92.27%	92.29%

特別区税収納額の推移

20年度	21年度	22年度	23年度
64,126,607	63,229,891	59,940,319	59,580,712

（単位：千円 端数切り捨て）

特別区税滞納額の推移

20年度	21年度	22年度	23年度
3,954,942	4,456,079	4,535,806	4,518,649

（単位：千円 端数切り捨て）

(5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

●出張所のサービス向上と事務の効率化

区では、「出張所のサービス向上と事務の効率化実施計画」に基づき、平成20年1月から、4か所の区民事務所と13か所の出張所で住民サービスを提供している。

この実施計画により、4か所の区民事務所では、平日午後7時までと毎月第三土曜日の午前9時から午後5時まで、窓口受付時間の拡大を図るとともに、全区民事務所・全出張所に証明書の自動交付機を設置し、窓口受付時間外にも証明書の交付を可能とするなど、事務の効率化を進めながら、サービス向上を図っている。

●自動交付機による証明書発行サービス

平成18年10月から、自動交付機による住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付を行っている（外国籍の方の印鑑登録証明書は、21年1月5日から）。

自動交付機は、区民事務所・出張所のほか、練馬駅地下観光案内所等に設置し、区内22台の運用を行っている。

利用に当たっては、事前の利用登録（暗証番号等の登録）が必要である。

自動交付機で交付する証明書等

平成24年3月末現在

自動交付機で交付する証明書	交付開始年月日	交付手数料
住民票の写し	平成18年10月2日	1通200円
印鑑登録証明書	平成18年10月2日 <small>（ただし外国籍の方については平成21年1月5日）</small>	1通200円

設置場所および利用時間

平成24年3月末現在

設置場所および台数	利用時間
本庁舎 2台 （練馬区民事務所）	平日 8:30~21:00 土日祝休日 9:00~17:00 ※ 年末年始および施設点検日を除く。以下同じ。
区民事務所（練馬を除く3か所）および出張所（13か所）各1台	
中村橋駅前 1台 江古田駅前 1台 石神井公園区民交流センター 1台	
練馬区観光案内所 1台	
設置総台数 22台	

自動交付機による証明書の交付状況

[単位：枚]

年 度	住民票の写し			印鑑登録証明書		
	自動交付機 交 付 枚 数	全交付 枚 数	占有率	自動交付機 交 付 枚 数	全交付 枚 数	占有率
20年度	98,064	369,027	26.6%	121,269	278,044	43.6%
21年度	115,412	362,843	31.8%	134,289	266,935	50.3%
22年度	128,532	358,929	35.8%	142,462	262,263	54.3%
23年度	136,349	356,668	38.2%	145,171	252,839	57.4%

※交付枚数は、無料分を除く

利用登録者数

	利用登録数
平成24年3月末現在	194,823人

●住居表示

区内の住居表示の実施は、平成2年1月1日に完了した。その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替え等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

23年度の住所付定件数は2,499件であった。

(6) 医療保険等制度運営を行う

ては葬祭費7万円が支給される。

[1] 国民健康保険

●国民健康保険の役割と運営主体

病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるように、国民全員が必ず何らかの医療保険に加入しなければならない。わが国はこのような国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険に加入できない方のために設けられた医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）となって、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

●加入状況

区において国民健康保険に加入する世帯数は、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことにより75歳以上の被保険者が自動的に移行したため、世帯数は123,947世帯、被保険者数も202,895人と減少するに至った。23年度の世帯数は121,170世帯、被保険者数は195,080人である。

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して、給付を行う。

(1) 療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。ただし、一部負担金2割の方は平成25年3月までは1割負担である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

(2) 療養費

被保険者証を提示せず医療機関で診療を受けたとき、医師の指示により、はり・きゅう等の治療を受けたり、治療用器具を作ったときなどにいったん全額自己負担した費用の保険給付相当分の払戻しを行う。

(3) 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

(4) 高額療養費

医療機関の窓口での支払い（一部負担金）が一定額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

(5) 高額医療・高額介護の合算制度

国保・介護保険の両方の自己負担額がある世帯で年間（8月1日から翌年の7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になり、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

(6) その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡につい

高額療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方

所得区分		現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
1か月の自己負担限度額	外来の限度額 (個人ごと)	44,400円	12,000円	8,000円	
	外来＋入院 (世帯ごと)	80,100円＋総医療費が 267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	44,400円	24,600円	15,000円
		4回目以降の限度額 44,400円		「限度額適用・標準負担額減額認定」の 申請が必要	

※75歳に到達する月(1日生まれの方を除く。)は、上記の自己負担限度額が個人について2分の1になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

70歳未満の方

所得区分		上位所得世帯	一般世帯	住民税非課税世帯
1か月の自己負担限度額	国保世帯全体	150,000円＋総医療費が 500,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	80,100円＋総医療費が 267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	35,400円
		4回目以降の限度額		
		83,400円	44,400円	24,600円

高額介護合算療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方

所得区分	現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
世帯の限度額	67万円	56万円	31万円	19万円

70歳未満の方

所得区分	上位所得者	一般	住民税非課税世帯
世帯の限度額	126万円	67万円	34万円

【所得区分について】

- (1) 現役並み所得者・・・同一世帯の国保加入者のうち、70歳以上の方の住民税の課税所得金額が145万円以上の方が1人でもいる世帯
- (2) 低所得Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の世帯
- (3) 低所得Ⅰ・・・世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方、または老齢福祉年金を受給している方の世帯
- (4) 上位所得世帯・・・国保加入者の給与所得・雑所得などの各種合計所得金額から住民税基礎控除を引いた合計金額が600万円を超える世帯

給付の内容 平成23年度

種 類	件 数 (件)	金 額 (単位：千円)
療 養 給 付 費	2,881,592	38,077,751
療 養 費	118,906	911,062
高 額 療 養 費	67,342	4,278,718
出 産 育 児 一 時 金	965	405,220
葬 祭 費	835	58,450
結核・精神医療給付金	38,300	44,962

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

被保険者の加入状況

年 度	世 帯 数	被保険者数	老 人 保 健 法 者	退 職 者 等
			対 象 者	被 保 険 者 等
	世帯 (%)	人 (%)	人	人
平成19	151,914 (46.5)	254,933 (37.2)	49,445	30,696
20	123,947 (37.5)	202,895 (29.4)	—	4,783
21	123,617 (37.1)	200,917 (29.0)	—	6,039
22	123,021 (36.7)	199,108 (28.7)	—	6,092
23	121,170 (36.0)	195,080 (28.1)	—	5,840

注：①()内は練馬区全体に対する割合

②数値は、年度末のものを使用している。

③老人保健法対象者は20年度から後期高齢者医療制度へ移行した。

④退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入

保険料調定額および総医療費の状況

年 度	保 険 料 (調定額)			総 医 療 費		
	1人当たり	1世帯当たり	現 年 度 額 調 定 額	1人当たり	1世帯当たり	総 額
	円	円	百万円	円	円	百万円
平成19	85,981	145,044	22,126	350,602	591,444	90,224
20	90,773	149,027	18,582	245,169	402,506	50,187
21	90,497	147,494	18,363	249,616	406,829	50,651
22	91,499	148,347	18,433	255,624	414,445	51,497
23	97,309	157,207	19,288	264,379	427,114	52,404

注：①数値は、老人保健法による医療に係るものを含む(19年度まで)。

②1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年間の平均を使用している。

③上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

④23年度の医療費の各数値は、24年6月末現在で把握しているものである。

●医療費

平成23年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、264,379円であり、前年度に比べ3.4%の増となっている。

●保険料

保険料は、医療分保険料および後期高齢者支援金分保険料、介護分保険料の合計である。3つの保険料はそれぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる。

このうち、特別区では平成23年度から、所得割額の保険料の計算を「旧ただし書き方式」に基づき行っている。旧ただし書き方式とは、世帯の収入から公的年金控除等の必要経費と基礎控除を差し引いた段階の所得（旧ただし書き所得）に対して賦課する方式である。従来の住民税方式は住民税額に賦課する方式で、税制改正の影響を直接受け、所得の変動がないにもかかわらず保険料が前年度に比べて大幅に変動する場合があったため、旧ただし書き方式に変更した。

23年度の医療分保険料は、均等割額「被保険者1人につき31,200円」と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得×6.13/100」との合算額である。後期高齢者支援金分保険料は、均等割額「被保険者1人につき8,700円」と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得×1.96/100」との合算額である。介護分保険料は、均等割額「介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき13,200円」と所得割額「介護保険第2号被保険者の旧ただし書き所得×1.41/100」との合算額である。この3つを合計して国民健康保険料として徴収する。

なお、それぞれに上限が設けられており、医療分保険料が51万円、後期高齢者支援金分保険料が14万円、介護分保険料が12万円である。

保険料収納率の推移（医療分）

年度	現年分	
	%	滞納繰越分 %
平成19	86.32	30.11
20	84.11	26.59
21	83.30	24.81
22	84.52	28.74
23	86.11	34.12

●財政状況

国民健康保険事業は、保険財政の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（44ページと52ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

平成23年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で678億円、対前年度比6.1%の増、歳出総額で672億円、対前年度比6.1%の増であった。

保険料収入は、収納努力により一時期の伸び悩んだ状況からは改善されつつあるが、依然として厳しい状

況である。加えて、高齢化や医療の高度化に伴い、高齢者の医療費が増え続けているため、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対しても大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

区の国民健康保険が現在抱えている課題は、第1に保険料の収納率の向上、第2に医療費の適正化、第3に被保険者の資格の適正化である。

保険料収納率の向上については、目標収納率を始め各種収納対策を体系的にまとめた収納対策プランを策定し、収納実績の確認や収納対策の検討を行いながらプランの進行管理を行っている。平成21年度からは、民間事業者への委託による電話・訪問催告を実施し、未納世帯との接触の機会を増やすことにより、未納の解消に努めている。

医療費の適正化については、保険医療機関等から提出されたレセプトの資格点検および内容点検を行い、記載内容に疑義があるレセプトについては、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、平成20年度から実施している特定健康診査・特定保健指導の被保険者への受診勧奨も行っている。これらにより医療費の適正化に努めている。

被保険者の資格の適正化については、健康保険法の強制適用事業所に勤めている方・擬制世帯・住民税未申告世帯等に対して資格取得時等における資格確認に努めている。

●保健事業

被保険者の健康の保持増進を目的として、各種の保健事業を行っている。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

40歳～74歳の国民健康保険加入者に対して、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

ア) 特定健康診査		平成23年度
対象者数	受診者数	実施率
113,885人	47,695人	41.9%

イ) 特定保健指導

対象者数	終了者数	実施率
5,685人	481人	8.5%

注：上記の数値は、法定報告値データであり、24年5月25日現在で把握しているものである。

(2) 保養施設

近県のホテル、旅館等21か所と協定を結び、割引料金であっせんしている。

平成23年度の利用は511件、延べ1,389人であった。（上記の件数・人数には、21年度から利用可能にした後期高齢者医療制度の被保険者も含む。）

[2] 国民年金

●国民年金事業の運営

昭和34年に国民年金法が施行され、昭和36年4月1日から拠出制の国民年金制度が実施された。

その後わが国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢社会へ移行しており、老後の生活の支柱となる公的年金制度の役割がますます重要になってきている。

こうした中で、人口の高齢化や社会経済状況の変化に対応できるよう、公的年金制度を長期にわたり健全かつ安定的に運営していく基礎を確保することを目的として、国民年金法の一部を改正する法律により「基礎年金制度」が、昭和61年4月1日から実施された。この制度では、日本国内に住所がある方のうち、老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方や学生を除く、20歳以上60歳未満のすべての方が年金に加入することとなった。

その後、平成3年4月1日からは、これまで任意加入とされていた学生も強制加入となり、9年1月には公的年金共通の基礎年金番号制度が導入された。14年4月には、地方分権一括法の施行により第3号被保険者に係る事務・保険料の徴収に係る事務などを国（社会保険事務所）が直接取り扱うこととなり、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行うことになった。また、17年4月には国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金制度が創設された。

21年12月31日に社会保険庁が廃止となり、22年1月1日、日本年金機構が設立され、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担うこととなった。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方（外国人を含む。）が加入する国民の基本的な年金制度である。また、60歳から65歳までの方や海外に居住している日本国籍を有する20歳から65歳までの方も任意加入できる（昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格を満たせない方は70歳まで）。国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種類と任意加入被保険者に分かれている。

平成24年3月31日現在の練馬区の第1号被保険者は

114,958人、任意加入被保険者は2,589人、第3号被保険者は54,954人である。

●保険料

保険料は平成17年度から将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。24年度の保険料は月額14,980円である。

なお、国民年金法の改正により、10月1日から過去10年間に第1号被保険者保険料の未納期間のある方が遡って納付できる「後納制度」が始まる。この制度の実施は27年9月30日までである。

また、保険料には免除制度があり、24年3月31日現在の免除者は、法定免除6,485人、申請免除（全額）7,442人、申請免除（4分の3）769人、申請免除（半額）435人、申請免除（4分の1）194人、学生納付特例10,361人、若年者納付猶予1,850人の合計27,536人で、第1号被保険者に対する割合は24.0%となっている。17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。

●年金等の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金があり、このほかに寡婦年金、死亡一時金がある。国民年金制度創設時、すでに高齢だった方に支給する年金としては老齢福祉年金がある。福祉年金は、本人・配偶者・扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められている。

平成24年3月31日現在の練馬区の受給権者数は、老齢基礎年金112,636人、障害基礎年金7,353人、遺族基礎年金962人、老齢年金5,205人、通算老齢年金4,721人、旧障害年金226人、寡婦年金82人、老齢福祉年金42人である。また、23年度中の死亡一時金の受給者は148人である。

今後、年々、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給者は増加していくものと思われる。

なお、年金額の改定方法は、16年の年金改定によって、保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

年金に必ず加入する方

加入者の種別	年 齢	対 象 者
第1号被保険者	20歳～60歳未満	・日本国内に住所のある方で第2号・第3号被保険者以外の方（自営業者・学生など）
第2号被保険者	就職時～70歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む。）※但し、65才以降は老齢基礎の受給権を有しない方のみ、第2号被保険者となる。 ・共済組合員
第3号被保険者	20歳～60歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む。）または共済組合員に扶養されている配偶者

年金に希望すれば加入できる方

任意加入 被保険者	20歳～60歳未満	・老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方
	20歳～65歳未満	・海外に住んでいる日本人
	60歳～65歳未満	・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい方
	特例として 65歳～70歳未満	・昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方（受給できる資格期間を満たすまで）

国民年金加入者の推移

各年3月31日現在

年次	種別	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
		人	人	人	人
平成20		122,522	56,914	3,054	182,490
21		119,117	56,853	2,908	178,878
22		118,134	56,447	2,858	177,439
23		116,469	56,338	2,758	175,565
24		114,958	54,954	2,589	172,501

年金額の推移

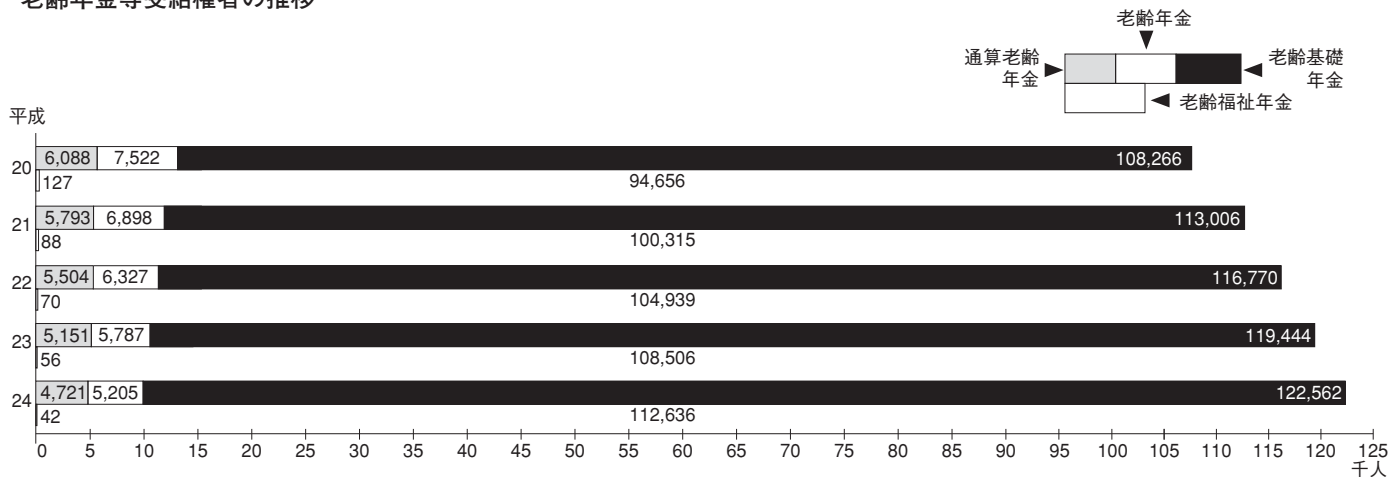
各年4月1日現在

年次	種別	老齢年金				障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金 (子一人) 遺族年金
		福祉	基礎 (25年～40年)	拠出 (10年)	拠出 (5年)		
平成20		円	円	円	円	円	円
		405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000
21		405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000
		405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000
22		405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000
		404,200 314,800	788,900	479,300	407,900	986,100 788,900	1,015,900
23		402,900 314,800	786,500	477,800	406,700	983,100 786,500	1,012,800
		402,900 314,800	786,500	477,800	406,700	983,100 786,500	1,012,800

- 注：① 老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額
 ② 障害基礎年金・障害年金の上段金額は1級障害、下段金額は2級障害
 ③ 老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。

老齢年金等受給権者の推移

各年3月31日現在



●後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、平成20年4月1日に老人保健制度から移行した。

1 制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。

【広域連合と区の役割分担】

- ・広域連合の事務
資格管理、医療給付、保険料賦課等
- ・区の事務
保険料徴収、申請等窓口事務等

2 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の方、および65歳から74歳までの一定の障害があり広域連合から認定を受けた方（ただし、生活保護受給者等を除く。）

3 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払いは、外来・入院ともかかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）の定率負担。

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額

負担区分	現役並み所得者	一般	低所得	
			Ⅱ	Ⅰ
窓口での一部負担金の割合	3割	1割	1割	
1か月の自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと）	44,400円	12,000円	8,000円
	入院および世帯の限度額	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算(44,400円)*	44,400円	24,600円 15,000円 <small>低所得Ⅰ・Ⅱの認定証発行には「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請が必要</small>

*（ ）内は、過去1年間に世帯の限度額の適用により4回以上払戻しを受けた場合、4回目から適用する金額

【負担区分について】

- (1) 現役並み所得者・・・住民税課税所得145万円以上の方とその世帯に属する被保険者。
ただし、年間収入が一定基準未満の場合、申請により窓口での自己負担割合を1割に変更する制度あり。
- (2) 一般・・・現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の方
- (3) 低所得Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の方
- (4) 低所得Ⅰ・・・①世帯全員が住民税非課税で、各人の所得が一定基準以下の方
②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方

4 療養費の支給

(1) 高額療養費の支給

1か月間に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。

(2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

1年間に支払った後期高齢者医療の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額（下表）を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

高額医療・高額介護合算療養費の負担区分と自己負担限度額

負担区分	後期高齢者医療+介護保険 世帯単位の自己負担限度額（年額）	
現役並み所得者	67万円	
一般	56万円	
低所得	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

5 葬祭費

被保険者が亡くなり、葬儀等を行ったとき、その費用を負担した方からの申請により、7万円を支給する。

22年度から広域連合の給付事業となり、区は申請受付・給付事務について広域連合から委託を受け実施する。広域連合の支給額は5万円であり、従来の支給額との差額（2万円）は、区が上乗せして支給する。

23年度の葬祭費支給実績は、支給件数3,327件、支給額232,840千円であった。

6 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者に対し、後期高齢者健康診査を行う。区は広域連合から委託を受け実施する。

7 保険料

被保険者一人ひとりが納める。保険料（年額）は、均等割額（一人40,100円）と所得割額（※旧ただし書き所得金額×所得割率8.19%）を足した金額。なお、保険料の均等割額・所得割率は、2年ごとに見直しを行う。

※旧ただし書き所得とは、前年中の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

8 保険料の軽減

(1) 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額を基に、均等割額を軽減する。

(2) 所得割額の軽減

旧ただし書き所得58万円までの方は、所得割額を50%軽減する。また、東京都広域連合独自の措置として、旧ただし書き所得が15万円までの方は全額、同20万円までの方は75%の軽減を行っている。

9 保険料の特例

制度加入前日まで被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額が免除となり、均等割額が9割軽減される。

10 保険料の納付方法

原則として年金からの天引き（特別徴収）となる。

ただし、年金額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、天引き対象年金（介護保険料が天引きされている年金）の2分の1を超える方は納付書や口座振替で納める（普通徴収）。また、年金からの天引き対象となった場合は、申請により口座振替を選択することができる。

●練馬年金事務所

練馬年金事務所は、区内に住所がある会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、児童手当の各制度についての業務を行っている。

近年、超高齢社会の到来を控え年金に関する期待と関心は大きく、来所者数も年々増加している。

また、昭和63年4月からすべての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金に加入することが義務づけられ、制度の安定が図られている。

1 健康保険

事業所に働いている従業員を被保険者とする医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成20年10月より全国健康保険協会で行っている。

健康保険（協会管掌）の状況 平成24年3月31日現在

区 分	状 況
事業所数	6,475件
被保険者数	32,196人
平均標準報酬月額	310,907円

資料：練馬年金事務所

2 厚生年金保険

健康保険と同じく、各種事業所に働いている従業員を被保険者として、老齢、障害、死亡などに関して、被保険者を始めその被扶養者あるいは被保険者であった方などに、年金や一時金を給付することにより、生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

厚生年金保険の状況 平成24年3月31日現在

区 分	状 況
事業所数	7,159件
被保険者数	59,839人
平均標準報酬月額	313,212円

資料：練馬年金事務所

3 国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金の被保険者となり、老齢、障害、死亡などに関して、年金や一時金を給付することにより、健

全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている制度である。取扱業務のうち、区役所においては第3号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。

4 児童手当拠出金の徴収

児童を養育している父母等に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質向上を図る制度である。取扱業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。